

今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組のあり方について(報告案)への主な修正意見

■グラフ又は図への御意見

項目番号	意見照会時のページ	第4回資料のページ	委員の皆様の御意見	本市の考え方
1	依頼文	—	「第1章 川崎市の現状と課題」のデータについて、最新のデータに更新することに賛成。	第1章のデータにつきましては、ほとんどのデータが令和4年度時のデータに、令和5年度の結果を加えたものになっておりますので、これまでのデータとの違いがわかるようになっております。 表1-2【主な大気汚染物質濃度の年平均値 近隣都市比較】、図1-6【東京湾の水質測定結果】につきましては、令和5年度の実績のみの掲載ですが、こちらは経年変化ではなく他都市との比較で掲載しているものであり、また、令和4年度の傾向と大きく変わっていないので、令和5年度のみの掲載とさせていただきます。
2			「第1章 川崎市の現状と課題」のデータについて、最新のデータに更新することに賛成。 <u>ただし、環境審議会や部会で使用しましたデータとの違いがわかりやすく記載されることを希望。</u>	
3	P1 図1-1	P2 図1-2	<u>二酸化硫黄濃度の年平均の経年推移（一般局）が図示されていますが、昭和54年（1979年）と40年以上前に環境基準を達成できているものをここにあえて記載する必要はないのではないのでしょうか。環境白書や大気水環境計画においては二酸化硫黄濃度ではなく光化学スモッグの原因のひとつとされている二酸化窒素の数値を記載</u> しており、むしろその推移を掲載すべきではないのでしょうか。	御指摘のとおり、報告案に二酸化窒素のグラフを追加させていただきます。
4	P9 図2-4	P2 図1-3	P. 5 基本施策Ⅱ-3においてVOC等の排出削減に向けた取組の推進が記載されておりますが、ここに記載されているのは九都県市の推計排出量に過ぎません。第3回部会においても環境保全課長から川崎市においてもVOCを測定している旨、ご説明がありました。川崎市環境基本条例第5章第14条において、市は環境に関する情報を積極的に提供しよう努めるとの記載があり、光化学スモッグ対策の原因を究明するためにも <u>川崎市のVOC実測データを掲載すべきではないですか。</u>	御指摘のとおり、報告案に追加させていただきます。 現在、掲載しておりますVOCのデータにつきましては、VOC全体の排出量の推計値になっております。川崎市では、物質を絞って実測しており、それぞれ意味が違いますので、VOCの一つである非メタン炭化水素の濃度のデータを掲載したいと思います。こちらのページには「排出量」のデータを掲載しておりますので、非メタン炭化水素の濃度のデータは、第1章1（1）に掲載させていただきます。
5	P2 図1-3	P3 図1-5	図や文字が小さいためこのままでは読めません。一般の市民・事業者がA4サイズで普通に読めるような表記として下さい。	御指摘のとおり、報告案を修正させていただきます。
6	P3 図1-4	P4 図1-6	図のCOD数値が小さいためこのままでは読めません。一般の市民・事業者がA4サイズで普通に読めるような表記として下さい。	御指摘のとおり、報告案を修正させていただきます。

項目番号	意見照会時のページ	第4回資料のページ	委員の皆様の御意見	本市の考え方
7	P5 図1-7	P6 図1-9	図1-7【川崎市大気・水環境計画による取組推進のイメージ】の左半分の黒のグラフが、現状を正しく表現しているのか気になる。 赤い矢印が極端に下を向いているのは、数値をこれから急激に下げたいと受け止められる可能性がある。黒い線がこれからも下がっているようにみせてもいいのではないかと。点線のような見え方でもよい 市民公表する際などは図を少し変えたほうがよい。このままでもいいが、市民公表する際などにはこの図は使用しないほうが無難と思う。	この図は、既に川崎市大気・水環境計画に掲載している図でございます。今後の使用については、慎重に取扱いさせていただきます。
8	P7 きれいな水の指標 魚種生息地点数	P8 図1-16, 17	図や文字が小さくぼやけており、このままでは読めません。一般の市民・事業者がA4サイズで普通に読めるような表記として下さい。	御指摘のとおり、報告案を修正させていただきます。
9	P7	P8 図1-19	図1-17【市民の空気や川、海のきれいさの満足度の経年推移】について、最高値を60%でグラフを作成していると、ぱっと見て満足度が高く見える。市民の満足度が十分ではないため、環境配慮を拡げる取組を行うのだから、最高値を100%で見せたほうがよい。	御指摘のとおり、報告案を修正させていただきます。
10	P13 図2-9	P14 図2-9	「（参考）川の様子」について、川が汚れている写真について、どこの川かは書かないほうがよいのではないかと。	御指摘のとおり、報告案では名称を削除させていただきます。
11	P15 図2-11 環境行動事業所	P16 図2-12	図や文字が小さいためこのままでは読めません。一般の市民・事業者がA4サイズで普通に読めるような表記として下さい。	御指摘のとおり、報告案を修正させていただきます。
12	P28 図4-5, 6	P29, 30 図4-5, 6	図や文字が小さいためこのままでは読めません。一般の市民・事業者がA4サイズで普通に読めるような表記として下さい。	御指摘のとおり、報告案を修正させていただきます。
13	P32 図4-10	P34 図4-10	文字が小さいためこのままでは読めません。一般の市民・事業者がA4サイズで普通に読めるような表記として下さい。	御指摘のとおり、報告案を修正させていただきます。

■本文への御意見

項目番号	意見照会時のページ	第4回資料のページ	委員の皆様の御意見	該当箇所	本市の考え方
1	P5	P6	図1－8【二酸化窒素の環境基準下限値達成率】について、二酸化窒素の対策目標値（環境基準値）下限値（0.04 p p m）以下を達成した測定局の割合はわずかに増加しているものの、達成率が横ばいとなっている原因、考察等を文章として追記して頂きたい。2024年度は既に光化学スモッグ注意報が9回も発令されている現状があり、市民実感が上がらない大きな要因となっていると思われます。		御指摘のありました「達成率が横ばいとなっている原因等」につきましては、分析が進んでおらず、追記することが難しい状況でございます。
2	P7	P8	図1－17【市民の空気や川、海のきれいさの満足度の経年推移】について、市内の空気や川、海のきれいさの満足度（かわさき市民アンケート「生活環境の満足度」）が5割を少し超えています、ほぼ横ばい状態が続いております。この満足度がなかなか上がって行かない要因や検証結果を文章として追記して頂きたい。		御指摘のありました「満足度がなかなか上がって行かない要因等」につきましては、分析が進んでおらず、追記することが難しい状況でございます。そこで、P14「第2章4」では、市民の満足度がなかなか上がって行かない要因の一つの可能性を推測し、対応について検討しております。
3	P8	P9	下から2行目、「事業者」や「市民」という言葉が使われていますが、今回のテーマは「事業者の自主的な取組のあり方について」であって、部会で一度も議論をしていない「市民」という言葉を報告書において使うことは適切とは思えません。	引き続き原因究明の調査研究が重要であるが、併せて、社会・経済活動による自然への負の影響を抑え、プラスの影響を与えることを目指すネイチャーポジティブの観点からも、「事業所」や「市民」がそれぞれ環境配慮について取り組むことが重要である。	御指摘の趣旨を踏まえて、以下のとおり報告案の文言を修正させていただきます。 「引き続き原因究明の調査研究が重要であるが、併せて、社会・経済活動による自然への負の影響を抑え、プラスの影響を与えることを目指すネイチャーポジティブの観点からも、環境配慮について取り組むことが重要である。」
4	P10	P11	最後の行に「環境負荷低減行動事業所の排出量は大きく、臨海部に偏在している」との記載がありますが、都市計画法における工業専用地域（住宅建設ができない）は臨海部のみであり、川崎市が都市計画やこれまでの工業都市発展の歴史・土地利用計画上臨海部の工業地域や工業専用地域等に同事業所を誘導してきたのは自明の理であり、偏在しているという言葉をあえて使う必要はなく、むしろ同事業所群から発生している大気や水環境負荷が川崎市全体や周辺エリアに対してどのような影響を及ぼしているかを記載すべきではないですか。	これまでは、全体の排出量を削減するため、大規模の事業所にあたる環境負荷低減行動事業所の環境改善を目指していた。 環境負荷低減行動事業所の排出量は大きく、臨海部に偏在している。	御指摘の趣旨を踏まえて、以下のとおり報告案の文言を修正させていただきます。 「これまでは、全体の排出量を削減するため、川崎市内の環境負荷の9割以上を占める環境負荷低減行動事業所の環境改善を目指して取組を推進し、多くの項目で環境基準を達成してきた。」
5	P11	P12	区別の内訳、データに基づき、そこから読み取れる特性、考察を追記して下さい。これはP.29、表4－1地域ごとの主な特性と課題につながると思います。	「空気のきれいさ」については約4割、「におい」については約3割が満足していない、「静かさ」「川・海などの水のきれいさ」は約5割が満足していない、という結果がでた。	御指摘の趣旨を踏まえて、以下のとおり報告案の文言を修正させていただきます。 「川崎市全体では、「空気のきれいさ」については約4割、「におい」については約3割が満足していない、「静かさ」「川・海などの水のきれいさ」は約5割が満足していない、という結果がでた。また、全体的に南部（川崎区）の方の満足度が低く、北部に行くに従い、満足度が高くなる傾向がみられた。」

項目番号	意見照会時のページ	第4回資料のページ	委員の皆様の御意見	該当箇所	本市の考え方
6	P14	P15	環境配慮に取り組む目的・意義の重要性については第1回の審議会やこれまでの部会で繰り返し議論をして来ました。しかしながら部会等で議論した来た内容がほとんど反映されておりません。目的や目標の表現が当初からのあいまいなままであり、それを裏付ける根拠も客観性に乏しく、この内容では目的を事業者に理解してもらうことは難しいと思われます。これまでの審議会・部会の議論を踏まえ、環境配慮書や行動計画書に対する部会としての意見を集約するのが事務局としての役割ではないでしょうか。このままでは第1回の部会の議論に再び戻ってしまいます。 修正のポイント（補足資料のシートを参照下さい） 1. まず規制基準・環境基準に達成していない項目をあげ、その原因や傾向と対策を具体的に明示することが必要です。原因の分析が不十分なまま対策を行ってもなかなか効果には結びつきません。 2. 対策としては、各事業所がコンプライアンス意識を高め、各種法規や条例を遵守することが前提にあります。その上で市内各事業所が業種・地域特性・周辺環境等を十分勘案し、独自の取り組みをすることによって、対策目標値・環境目標値等の達成や更なる環境改善につなげる行動変容を実施することが目的ではないでしょうか。具体的な事例や行政の支援策・体制等を例示し（特に中小企業における）、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第30条、31条に基づき、適切な指導をすることが不可欠です。川崎市役所の各事業所や付属する公的機関が率先垂範することは言うまでもありません。 3. 各事業所から発生した大気・水環境における事故・苦情については、その内容を客観的に検証し、違法行為であったのか、適法なものであったのかを分類し、適法なものは既存の法規や条例に基づき行政指導・是正等を行えば良いことであり、今回の部会のテーマとして議論するものではありません。一方、適法性があつたとしても、数値が規制基準ぎりぎりのものは各事業所の自主的取組によって対策目標値・環境目標値の達成や更なる高みを目指して行くことが大切ではないでしょうか。 4. 苦情や事故は事象に過ぎず、要因ではありません。第1回部会で環境対策部長のあいさつで例示のあった錦が丘子ども文化センター・老人いこいの家（当該場所であることは第2回部会で確認済み）から汚水を五反田川を流した水質事故は、本年6月11日（第2回市議会定例会）において上下水道事業管理者大沢氏が市側の検査の不備と答弁されています。この答弁とそれ以前に上下水道局が川崎市HP（R6. 3. 22）、（R6. 5. 9）で発表した内容には食い違いがあります。第1回部会は5月11日に開催されましたので、環境対策部長はR6. 3. 22の上下水道局のHP発表記事を引用してしまつたのではないのでしょうか。		補足資料の御提示ありがとうございました。 報告案につきましては、これまでの部会での御議論を踏まえて、作成させていただいております。 当初、環境配慮を拡げる方法として、条例上の制度であります環境配慮書制度の対象を拡大する方法を提案しておりましたが、委員の皆様の御意見や中小規模の事業所へのアンケート結果をもとに、第3回部会では、「条例に規定し、取組義務などで縛るのではなく、既に環境配慮に取り組んでいる事業所の取組を横展開するしくみ」について御提示させていただいたところございまして、環境配慮に係る情報を掲げることで、自主的に環境配慮へ取り組む事業所を増やしていこうという提案に軌道修正しております。 法令基準の遵守に関する指導は前提であり、行政としてその取り組みは今後も継続して実施していきます。 今回の検討は、「基準を遵守していればよい」という従来の法規制の観点ではなく、ネイチャーポジティブの観点を取り入れ、企業としてできる範囲で「少しでも環境をよくする」という意識を持ってもらい、自主的に環境に配慮した行動を選択し実行してもらうことが目的でございます。 なお、第1回部会での環境対策部長のあいさつにつきましては、第2回部会でも御説明しましたが、一般的な苦情・事故のことを話題にしており、事例を特定したものではございません。
			（追加の御意見） ・目的について、苦情や事故が要因ですかという質問についての回答がありません。 ・第1回部会の環境対策部長のあいさつにおいて、私が「錦が丘の件でしょうか」と尋ねた所、環境対策部長より「そうです」との回答がありました。（第2回部会議事録P.7）。これを一般的という表現には無理があります。既に川崎市HPで公開されていますので、資料2を第2回部会議事録P.7に基づいた訂正をお願いします。		・今回、事業者の自主的取組の更なる促進について御意見を伺っておりますが、現状では大気や水などの環境に対する市民の満足度が5割程度にとどまっており、大気・水環境計画においてはこの点を改善することをその目的の一つとしております。市民の満足度が5割程度にとどまっている要因には、様々な要因があるものと考えておりますが、「身近に起きている苦情や事故」や「視覚的に感じる川などの汚れ」なども要因のひとつであると考え、部会の資料についても、一部の現状についてお示しをさせていただきました。事業者が自主的な取組をさらに促進していくとともに、市民についてもボイ捨てをしない、街をきれいにするなどといった環境配慮意識を醸成し、市民、事業者、行政が一体となって環境を改善することで、市民の満足度の向上に資する取組としたいと考えております。 ・第1回部会の環境対策部長の挨拶は、個別の事業所が原因の苦情・事故について触れたのではなく、市民の満足度が5割程度にとどまっている原因の一つとして、事業所が原因の苦情・事故もあるという一般論を述べたものでした。そのため、第2回部会での御質問に対する回答では、ひとつの事例という解釈を行い「そうです。」とお答えしました。第2回の部会においても、その点について謝罪させていただきました（議事録P13～15）が、ここでも改めてお詫びと訂正をさせていただければと考えております。今回の見直しにつきましては、特定の事業者を指導することを目的としているのではなく、市民、事業者、行政のすべての人が環境配慮に取り組むことを目指す中で、行政を含む事業者に対する取組について御意見を伺っているものです。

項目番号	意見照会時のページ	第4回資料のページ	委員の皆様の御意見	該当箇所	本市の考え方
7	P15	P16	市全体に展開する前に南部の取組を強化すべきではないか、といった意見が出るのが考えられるため、南部では十分取り組んでいるがそれでも下がらないため、、、という説明の方がよいのではないかと。	大規模な事業所は南部に集中していることから、環境配慮の取組を市内全域に拡大していくためには、中規模・小規模の事業所にも取組を推進させていく必要がある。また、環境保全に係る自主管理ができる事業所を、引き続き増やしていくことのできる取組も必要である。	御指摘の趣旨を踏まえて、以下のとおり報告案の文言を修正させていただきます。 「大規模な事業所は南部に集中しており、環境配慮に係る取組も充分行われているが、川崎市内の市民の実感（満足度）の向上につながっていないため、環境配慮の取組を市内全域に拡大していく必要があり、中規模・小規模の事業所にも取組を推進させていく必要がある。また、環境保全に係る自主管理ができる事業所を、引き続き増やしていくことのできる取組も必要である。」
8	P14、第2章4 P17、第3章1－（2）	P17	環境局事業概要の「指示、勧告、措置命令等の総括表」2018年度～2022年度によると環境配慮書関係（川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第30条関係他）の改善等指示の項目は過去5年間ゼロとなっています。条例第30条、31条に基づき、環境局はこの間事業者が提出した環境配慮書に対してどのような「指導及び助言」を行って来たのか、行政としてのレビューを具体的に記載して下さい。		該当事業所が、指定事業所の設置又は変更許可申請時に、環境配慮書を提出する際に、記載の仕方がわからない事業所には、記載例を示しながら、事業所で行っている環境配慮について、記載していただいております。あくまで自主的な取組でございますので、御相談があった場合は、助言等を行っております。
9	P14, 15	P15, 16	環境対策部地域環境共創課が編集をされている「大気・水環境対策の取組」によると法令等に基づく文書または口頭による改善指導件数が令和4年（2022年）度は全市で大気汚染が637件、水質汚濁が1件と記載されております。一方、上記条例第30条関係や条例第73条関係が5年間ゼロであることから、637件は全て違法行為に対する行政指導と読み取れますが、そのように理解してよろしいのでしょうか。一方第3回部会参考資料3では、同年度大気汚染物質規制関係の改善等指示が5件、水質関係1件との記載がありました。改善指導件数と改善指示件数の内容・数値の違いをご説明ください。もし、637件が全て違法行為に対する行政指導で、かつ条例第30条他関係や条例第73条他関係の改善指示等が5年間ゼロであれば、行政としてまずやるべきことは事業者の環境配慮の取組を市内全域に拡大する前に、事業者の違法行為を予防することではないでしょうか。		「大気・水環境対策の取組」の法令等に基づく文書または口頭による改善指導件数につきましては、令和4年度、大気汚染が637件とありますが、これは「法律に基づく取組」と「条例に基づく取組」とを併せた数になっており、アスベスト関連も含まれております。 一方、第3回部会の参考資料3でお示しした数字につきましては、条例に基づいた改善等指示のみの数でございますので、数字が違ってまいります。 法令基準の遵守に関する指導は大前提であり、行政としてその取り組みは今後も継続して実施していきます。 今回の検討は、「基準を遵守していればよい」という従来の法規制の観点ではなく、ネイチャーポジティブの観点を取り入れ、企業としてできる範囲で「少しでも環境をよくする」という意識を持ってもらい、自主的に環境に配慮した行動を選択し実行してもらうことが目的でございます。
10	P24	P25	アンケート結果をみると、環境配慮の意識は割と浸透しているが、具体的なアウトプット（行政側から、〇〇で役に立っていますよ、△△の点で地域貢献に繋がってますよ、といった情報）がないことが課題ではないのか。 意識は十分浸透してきているので、どのように取組を進めていくかがわかるように支援を進めていく、といった観点で書きぶりを修正した方がよいのではないかと。（取り組み方法や、取り組んだ結果どのようないいことが起きるのか、といった点がわからない）		御指摘の趣旨を踏まえて、以下のとおり報告案の文言を追加させていただきます。 「既に環境配慮に取り組んでいる事業所の取組を、地域へ「見える化」するしくみを構築することで、事業所のモチベーションを高め、より環境配慮への取組を促進させる効果が期待できる」
11	P25	P26	ポイント1「環境配慮を拡げる取組」の文言 「環境配慮を拡げる」ではなく、「より具体的に推進する取組」といった表現に修正した方がよいのではないかと。「拡げる」というと、事業者が全然対応してもらっていないように読める。「根付かせる」とか「維持」するとか。それに加えて少数のやっていない事業所にも拡げるぐらいのイメージである。		御指摘の趣旨を踏まえて、以下のとおり報告案の文言を修正させていただきます。 「ポイント1「環境配慮を深め拡げる取組」

項目番号	意見照会時のページ	第4回資料のページ	委員の皆様の御意見	該当箇所	本市の考え方
12	P26	P27	図4-2【環境配慮の取組の好循環イメージ】他の事業所の取組を横展開した後、取り組みなかつた事業所は何故出来なかつたかの理由の検証も行うことが重要と考える。更なる好循環を生むことに繋がると考える。	例えば、環境配慮に頑張っており取り組んでいる事業所が、自主的に、「環境配慮事業所（仮）」であることを宣言し、「環境配慮事業所（仮）」の取組内容を市のホームページで公表するなど、取組を公表する場（しくみ）を提供するとともに、業種別組合などにも協力をいただきながら、他事業所へ取組内容を横展開することが必要である。 また、環境配慮に取り組んでいる事業所を支援するしくみを検討するとともに、地域へ事業所の環境配慮の取組を発信することで、市民と事業所をつなげる役割の一端を担うことも必要である。 様式については、今回見直しをした環境配慮書を活用するなど、事業所の負担が少なく、取り組みやすい工夫が必要である。	御指摘の趣旨を踏まえて、以下のとおり報告案の文言を追加させていただきます。 「例えば、行政は、環境配慮に積極的に取り組んでいる事業者が、環境配慮に取り組んでいる事業者であることを自ら宣言できる制度を創設し、事業者のモチベーションを上げる取組を行うことが望ましい。宣言した事業者やその環境配慮の取組等を市のホームページで公表することや、業種別の組合の協力を受けて横展開を図るなどの支援的要素も併せて検討いただきたい。 さらに、宣言した事業所の立地する地域の市民へ情報発信することにより、市民と事業者をつなげる役割を担うことも必要であり、宣言するための様式については、条例の制度と同様に簡素化した内容で取り組めるようにする必要もあると考える。 <u>また、定期的にアンケート調査等を実施し、環境配慮に取り組めなかつた事業所が何故出来なかつたかの理由の検証も行うことが重要である。</u> 」
13	P29 表4-1	P30	「大気・水環境対策の取組」に記載されている客観データに基づく課題や特性が記載されておらず、苦情と混在しているため整理が不十分と思われる、下記の追記が必要と思われる。 また大気・水環境がテーマにも係わらず、本部会では全く議論のされていない騒音・振動が項目として記載されているので付属資料への添付が必要です。 南部：海域の測定地点でCOD及び全窒素及び全燐の環境基準値に適合していない地点が複数箇所あること。 中部：市を横断する幹線道路があるとの記載がありますが、南部や北部も同様に横断する幹線道路があり中部だけ記載する理由がありますか。 北部：光化学オキシダント濃度が高い傾向にあります。過去5年間（2020～2024）に市内では19回光化学スモッグ注意報が発令されましたが、その内最高濃度は宮前区と麻生区の各4回が最多となっています。（環境総合研究所・大気データより）市内中小河川の内、麻生川はBOD75％、COD75％水質値が高い傾向にあります。有馬川は3面コンクリートでかつ水量が少ないため「きれいな水」の魚種は発見されていません。このため3年に1回「きれいな水」の実績が必ず75％以下に低下しております。（P.7きれいな水の指標魚類生息点数）		表4-1「地域ごとの主な特性と課題」につきましては、川崎市大気・水環境計画策定に向けて、環境審議会で検証し、とりまとめたものを参照しております。 また、川崎市大気・水環境計画でも、騒音・振動について取り扱っており、典型7公害の一つとして部会資料でもこれまで触れさせていただいております。
14	P29 表4-2	P31	ほとんどが共通項目であり、あえて分ける意味があるとは思えません。南部の化学物質はまだ理解できますが、北部の土壌汚染という言葉は唐突であり理解できません。土壌汚染は土中やその地下水に含まれる化学物質が原因であり南部や中部の方がむしろ多いのではないのでしょうか。これは後段の環境配慮書の項目にも影響してきます。また中部のみ騒音・振動が記載されておりますが、その原因を客観的なデータに基づきお示しください。これは中部に限ったことではないと思います。また水環境については行政区ではなく水系や流域毎での区分が適切であると思います。		表4-2「地域ごとの特に配慮が必要な項目」につきましては、表4-1でまとめました主な特性と課題の内容を、それぞれ項目に落とし込んだものです。
15	P30～33	P31～34	【ポイント3】事業者負担を減らす取り組みについて、市への重複報告の整理、様式の見直し等進めて頂くことに賛成。		報告案のとおりとさせていただきます。
16	P31～32	P33～34	「環境配慮書」という言葉ですが、今回他制度との重複が整理・削減され、典型7公害を元に8項目が提案されております。環境という言葉は公害よりも広義の意味が含まれ、第3回部会においてもその点が指摘されております。 川崎市環境影響評価に関する条例第8条においても「環境配慮計画書」という言葉が既に使用されており、まぎらわしい面もあると思いますので「環境配慮書」を「公害配慮書」に変更しては如何でしょうか。		御意見につきましては、制度設計の際に、参考にさせていただきます。

項目番号	意見照会時のページ	第4回資料のページ	委員の皆様の御意見	該当箇所	本市の考え方
17	P32	P34	「日常管理」と「進んだ取組」との分類がありますが、「 <u>進んだ</u> 」とか「 <u>優れた</u> 」という表現は会社規模や業種・業態によって解釈に違いが生じてしまいます。また技術は時代と共に進展や変化をして行くので適切な表現とは思えません。「より・・・」という表現も同様です。	「日常管理」と「進んだ取組」を明確化し、～	御指摘の趣旨は理解しましたが、よりよい表現が見つからないため、こちらの表現につきましては、制度設計の際に、もう少し適切な表現を検討してまいります。 報告案には、「進んだ取組」と断定せずに、「『日常管理』や、例えば「進んだ取組」などと配慮分類の項目を明確化し、～」といった表現に改めさせていただきます。
18	P33	P35	問題提起「事業者の負担を減らす取組」と結びがマッチしていないので、各種制度に「どうやって」誘導していくことを考えているのか、について記載した方がよい。「〇〇参照」としてもよい。	また、環境負荷低減行動事業所で、既にISO14001を取得している事業所は、環境行動事業所へ誘導するなど、丁寧なサポートをすることで、事業所の負担軽減へつなげる必要がある	御指摘の趣旨を踏まえて、以下のとおり報告案の文言を修正させていただきます。 「また、環境負荷低減行動事業所で、既にISO14001を取得している事業所は、変更許可申請や届出の一部が免除になる環境行動事業所へ誘導するなど、丁寧なサポートをすることで、事業所の負担軽減へつなげる必要がある。（環境行動事業所制度の概要については、「第3章1（1）ウ 環境行動事業所制度」参照）」
19	P34	P36	評価と結果（アウトプット）が一致することが重要なのでは？アウトプット（結果）はどこで見せる？ 配慮行動した結果が市の環境のどこにつながったのか？ 苦情が減ったとか・・・結果、市民の満足度の向上につながるといった見せ方ができないか。	新規	御指摘の趣旨を踏まえて、以下のとおり報告案の文言を追加させていただきます。 「（3）環境配慮の取組の成果について 大気・水環境計画では、事業者の自主的取組については、基本施策Ⅱ－3に位置付けられており、法律や条例による規制や市民の環境配慮意識向上に向けた取組など、その他の基本施策と総合的に推進していくことで、計画の目標の達成をめざすことになっている。 環境配慮の取組の成果については、大気・水環境計画の目標の達成状況から総合的に判断していくことが望ましい。 （大気・水環境計画の目標の達成状況については「第1章2（4）目標の達成状況」を参照）」
20	P35	P37	【第5章 今後の方向性について】 事業所からの問い合わせをまっているだけでは進まないため、市が主体的に取り組む必要があるが、その取組の内容を（日常的にサポートしていく）記載したほうがよい。 具体的な内容を（セミナーやイベントを開く、など）	併せて、環境配慮に取り組む事業所を後押しする支援策など、事業所がモチベーション高く取り組むことができる施策を検討するとともに、事業所が環境配慮の取組を取り入れるに際し、困ったこと、わからないことなどについて、川崎市として、しっかりとサポートしていく必要がある。	御指摘の趣旨を踏まえて、以下のとおり報告案の文言を修正させていただきます。 「併せて、環境配慮に取り組む事業所を後押しする支援策など、事業所がモチベーション高く取り組むことができる施策を検討するとともに、成果指標などを用いて、取り組んだ結果を「見える化」するなどの工夫が必要である。 また、事業所が環境配慮の取組を取り入れるに際し、困ったこと、わからないことなどについて、定期的に説明会等を開催するなどして、川崎市として、日常的にサポートしていく必要がある。」
21			・モチベーション高く取り組む部分は、アウトプットを見せることにつながる。		
22			・今後の方向性の記載内容について異論ありません。		御意見ありがとうございます。
23	P32, P35	P37	今回の環境配慮書等の見直しによって、運用後どのような成果に結びついたのか、制度全体としてのレビューを定期的におこない、更なる改善につなげて行くことが必要ではないでしょうか。	新規	御指摘の趣旨を踏まえて、以下のとおり報告案の文言を追加させていただきます。 「市条例制定後20年以上経過したタイミングで、今回見直しを議論したところだが、今後については、環境配慮の項目を時流に合った内容に改善するなど、定期的に必要な見直しを行っていくことが望ましい。」

項目 番号	意見照 会時の ページ	第4回 資料の ページ	委員の皆様の御意見	該当箇所	本市の考え方
24	P35	P37	事務局として、第5章に「ポイント2」の内容を追記させていただきました。	新規	「その際、地域貢献や地域の状況を意識している事業所が多いことから、地域の特性・課題や環境データを情報発信することも必要である。」
25	P40	P42	配慮概要書の自由記入欄はより大きくしたほうがよい。（紙を追加できるようになど）		御指摘のとおり、報告案を修正させていただきます。
26	P48	P50	- 用語集に入っているフレーズは、本文のほうでもわかるようにしたほうがよい。 - 用語集は先生方に確認してもらって加筆修正があればやってもらおうとよい。		- 本市の答申では、論文のように本文中に用語索引と結びつける注釈は入っていないため、現在の形式のままにさせていただきます。 - 用語集の加筆修正につきましては、1月9日（木）までに御連絡いただければ答申案に反映できますので、お気づきの点がございましたら、御連絡ください。
27	付属資料 環境負荷 低減行動 計画書 （案）	—	第3回部会で参考資料3が提出されましたが、今回の付属資料には見直しされた環境負荷低減行動計画書（案）の様式が添付されておりません。		これまで環境負荷低減行動計画書制度につきましては、 <u>見直しの方向性</u> などについて御議論していただいておりますが、具体的な様式（案）は部会資料としては御提示したことはありませんでした。今後、これまでにいただいた御意見を参考に、制度設計させていただきます。